

船舶事故調査報告書

令和2年11月4日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年6月1日 02時50分ごろ
発生場所	石川県輪島市輪島港西方沖 竜ヶ崎灯台から真方位266° 2.0海里付近 (概位 北緯37° 24.2′ 東経 136° 51.4′)
事故の概要	漁船第二十八新栄丸は、南南西進中、干出岩に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年6月1日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二十八新栄丸、15トン
船舶番号、船舶所有者等	AM2-5585（漁船登録番号）、個人所有 第210-44413号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	左舷船首部外板に破口等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか技能実習生1人（インドネシア共和国籍）が乗り組み、操業を終え、輪島港に向けて約8ノットの対地速力で南南西進した。</p> <p>本船は、船長が、自動操舵とし、操舵室の操縦席に腰を掛けて単独で操船に当たっていたところ、いつしか居眠りに陥り、変針予定場所を通過して輪島港西方沖の干出岩に乗り揚げた。</p> <p>本船は、船長が、衝撃で目が覚め、機関を後進として離礁し、自力航行で輪島港に帰港した。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.5mであった。</p> <p>船長は、本事故当時、眠気はなかったものの、不漁が続き、心労によってよく眠れずに疲労の蓄積を感じていたため、立って操船に当たったり、外気に当たったりして居眠り運航を防止する措置を採ればよかったと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、南南西進中、単独で操船に当たっていた船長が居眠りに陥り、変針予定場所を通過してそのままの針路で輪島港西方沖の干出岩に向かって航行を続けたことから、同干出岩に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、疲労が蓄積した状態で、自動操舵とし、操縦席に腰を掛けて操船を続けたことから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>

原因	本事故は、本船が、南南西進中、単独で操船に当たっていた船長が居眠りに陥り、変針予定場所を通過してそのままの針路で輪島港西方沖の干出岩に向かって航行を続けたため、同干出岩に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 疲労が蓄積した状況では、操船中に居眠りに陥るおそれがあるので、立って操船に当たったり、外気に当たったり、安全な海域で適宜休息を取ったりするなどして居眠り運航を防止する措置を採ること。・ 船橋航海当直警報装置を設置することが望ましい。